

# 令和4年11月市議会定例会一般質問通告全文

12月7日（水）

★通告順位	1-1	加藤 彰
★件名		市民の自主的・主体的な活動促進のための環境整備について

辞書によると「道普請」とは、古来より道の維持や修復をする地域の共同作業のことであると定義されている。世界遺産・熊野古道では、企業や学校などが参詣する道の維持・修復活動をボランティアとして行う「道普請ウォーク」が、和歌山県により2009年から実施されている。地元の過疎化が進む中、約350kmもの道を行政だけで整備するのは難しい現状もあるため、県内外の企業や学校の協力が今後にも必要になるという。

日本は、少子高齢化の進展により経済の低成長をはじめ、人口の減少、社会のデジタル化など、多くの課題を抱えている。そのような状況の中で今後、行政の予算や職員数の増加が期待できないことに鑑みれば、多様な主体が公益的サービスの担い手として参画し、協働できる環境づくりこそが、今、行政に求められているのだと考える。

複数の人が協力して活動すると、そこにコミュニティが生まれる。コミュニティとは、そもそも協力して活動する人たちのことを指す言葉。ここで、大きく2種類のコミュニティを想定する。一つは同じ地域に住むからこそ共同して活動する「地縁型コミュニティ」。町内会や子ども会が代表的。もうひとつは、住んでいる場所はバラバラだけど共通の関心領域で結びついて活動する「テーマ型コミュニティ」。因みに、本市自治基本条例第12条「コミュニティにおける市民の役割」では「コミュニティ」とは、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する自治会等の地域の組織、市民活動団体等をいうと定義されている。

現在、福祉、子育て、教育、保健、文化・芸術、環境、防災といったまちづくりに関わるあらゆる分野において、多くの地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティの方々によって市民の暮らしが支えられている。

第3次市総合計画基本構想では「実現に向けた基本的な考え方・姿勢」と章題にうたい「公民連携・市民協働」というまちづくりの基本的な考え方を明文化している。また「住民自治の支援」に掲げる3つの方向性の1つ「まちづくりを支える人財育成」の項目では、まちづくりへの関心を高める学びの場の創出や、市民活動団体への支援、若者のまちづくりへの参画の促進などに取り組むことを位置付けている。

令和4年度本市市民意識調査では、52の取組について満足度と重要度を尋ねている。その調査結果報告書によれば、「実効性と柔軟性とを備えた組織と仕組みづくり」に該当する6つの取組のうち、「行政と地域が協働し、課題解決やイベントなどの事業を行う取組」は、重要度は3番目に高いものの、満足度は下から2番目と低くなっている。また、「支え合い、生き生きと暮らせる地域と人づくり」に該当する10の取組のうち、「地域の福祉にかかわるボランティアの活動や取組」については、重要度が最も低い項目となっている。

一方、令和元年に内閣府がまとめた「満足度・生活の質に関する調査」に関する第1次報告書によれば、主なポイントの一つに、頼りになる人の数やボランティア活動の頻度等（ソーシャル・キャピタル）が増加するほど満足度が高いことが判明したという結果が出ている。

このほか、一般社団法人「日本老年学的評価研究機構」が平成28年にまとめた「ソーシャル・キャピタル得点と認知症の関係」という統計資料の中では、助け合いの多さ、ボランティア参加の多さ、趣味の会参加の多さなどと認知症リスク者の関係をみたとき、社会参加が多いほど認知症リスク者の割合が低くなっているという結果が出ている。

これらの統計数値を踏まえれば、市民の自主的、主体的な活動への支援に関する環境整備を政策的に進めることが重要なのは明らかである。すなわち、生活にも幸福感を感じられる直接的な施策であり、新型コロナウイルス禍で高まる移住熱を取り込む観点でも、最も重要なテーマの一つと言えるのではないか。

このような背景を受け、市民ならではの先駆的な取組や地域に根ざした活動を、これからさらに活性化し、充実させていくために、市の考える環境づくり、企業や行政との連携・協力していく仕組みをどのように整えていくのかについて、以下について伺う。

1 総務省の「地域コミュニティに関する研究会」が令和4年4月にまとめた報告書では、自治会等の担い手確保や負担軽減に努めつつ、NPOや企業、学校等を含め、多様な地域コミュニティの各主体がそれぞれの強みを活かし、弱みを補い合うことが、これまで以上に求められているとしている。これらのことから、以下3点について伺う。

(1) 令和4年6月28日静岡新聞によると、島田市では、市の自治会連合会及び情報通信機器事業者との三者連携協定の下で、情報通信機器やインターネット回線整備への補助金を出すほか、オンライン会議などを導入しているという。本市区会等の内部における情報共有の効率化・迅速化、市と区会等との間の連絡調整の合理化などに関して、現状の課題をどのように捉えているのか、また今後どうすべきか伺う。

(2) コミュニティの多様な主体間の連携を促進するためには、どの地域で、どのような団体が、どのような活動をしているのかの実態を把握することが重要だと思うが、多様な主体に係る情報の把握と「見える化」についてどのように考えるか伺う。

(3) 地域の居場所が多世代の交流の場となることが地域福祉の面から見ても望ましい姿と言える。例えば、子ども食堂のように、目的が明確なプロジェクトベースでの連携を促進することとすれば、活動の目的に賛同する自発的で貢献意識が高い団体や個人を集めることができると考えるがどうか。

2 市民活動の自主性や自立性を損なわない範囲で、市民活動を支援する制度を検討していく必要があると考える。このことから以下2点について伺う。

- (1) 学習支援や子ども食堂などの地域の居場所づくりの活動についても、資金面・非資金面の支援を行うことをきっかけに、様々な主体間の連携が広がったり、地域課題の解決につながったりすると考えられる。行政は、地域住民、関係機関、関係団体・NPOなどと適切に連携して、地域における居場所づくり活動を推進する役割を担っていると考えるがどうか。
- (2) 本市自治基本条例第13条「市とコミュニティのかかわり」では、「必要に応じて支援することができる」としている。市民活動の自主性や自立性を尊重し、活動の自立性を損なわない範囲で、支援する制度を検討していく必要があると考えるがどうか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2 - 1	濱崎 一輝
★件名		水害・土砂災害対策について

今年9月に発生した台風15号は、当初勢力はあまり強くないと言われていたが、県内11市町に記録的な短時間大雨情報が計32回発表されるなど、雨台風として静岡県内を中心に甚大な被害をもたらした。

県内各地で大規模な被害が出ているが、市内においては、台風のみならず突風も発生し、建物被害、床上・床下浸水、道路・河川の破損、農業用施設被害、土砂災害、停電など多くの被害が発生した。

このような被害状況から、県内では牧之原市を含む23市町が災害救助法の適用となった。

近年は、気候変動に伴い短時間豪雨の増加や大型化する台風、突風や竜巻など、これまでとはまったく異なる威力を持った災害が毎年発生し、住民の生活を脅かしている。

そして、このような大規模自然災害が起きる度に、多岐に渡る多くの被害が発生し復旧工事や作業が必要になり、官民間わずその対応に追われている。

被害も河川や道路、家屋、農業用施設、用排水路、田んぼや畑、土砂災害、停電など様々だが、復旧工事が進んでいく中で障害になるのが災害の後に出る大量のゴミである。

ゴミの中でも市内では、山間地域に多くの河川、田んぼや畑、用排水路などがあり、河川の氾濫の度に多くの稲わらが田んぼや畑、道路や用排水路、民家に漂着し、その処理に苦慮している。

公道や河川、用排水路については行政側で対応し、私有地である田んぼや畑、民家に至ってはその所有者が処理することになっているが、耕作放棄地については、稲わらが未だ手つかずとなっているところが多く見受けられ、このまま放置しておくのはいかがなものかと感じる。

また、樹木が生い茂っている山道については、倒木や枝木が倒れかかっている箇所も多く見受けられ、生活道路として使用している住民の方々にとっては身の危険を感じると共に、その後の生活に大きな支障をきたすことにもなる。

河川や用排水路については、豪雨や台風の度にほぼ同じ場所で氾濫が起きており、

近隣住民の方々はその度に身の危険を感じ、不安におびえているという声を聞く。

このような河川や水路に関しては、災害が発生する度に事後処理をするのではなく、根本的な改善が必要だと感じる。

そして、河川の氾濫をまねく最も大きな原因であると考えられるのが、山間部からの土砂の流入である。これまでは、治山対策と治水対策は別物と捉えられてきた。

ところが、気候変動により年々威力を増す水害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水害対策として「流域治水」の対策が推進されるようになってきた。

これに加え、豪雨や台風などによる山からの土石流等が大量に河川に流れ込むことで、広範囲に渡り河川での氾濫が発生し、甚大な洪水被害をもたらしている現状を踏まえ、流域治水と連携した森林整備・治山対策が行われるようになってきた。

このような規模の大きな事業は国や県などと協力して取り組む必要があるが、度重なる大規模な自然災害により土砂を河川に流入させない取り組みを、我が市においても本格的にやっていく必要があると考える。

また、山間部の森林は、国土の保全、水源涵養、地球温暖化の防止、木材を始めとする林産物の供給等の多面的機能を有している。

中でも、治山対策としては、樹木の根が土砂や岩石等を固定することで、土砂の崩壊を防ぎ、森林の表土が草や落葉樹などにより覆われることで、雨水等による土壌の侵食や流出を防いでくれる。

このように、森林の土壌はスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和するとともに、水質を浄化する水源涵養機能を有しており、土砂災害を未然に防ぐ役割も果たしてくれる。

そこで、以下の点について伺う。

## 1 台風15号及び突風災害について

- (1) 市内でも建物被害、床上・床下浸水、道路・河川の破損、農業用施設被害、土砂災害、停電など多くの被害が発生したが、現在の復旧状況と、工事完了時期について伺う。
- (2) 台風や豪雨災害時には、決まって河川の洪水や越水により田んぼの稲わらやゴミが、道路や水路、田んぼなどに漂着する。中でも、耕作放棄地の稲わらやゴミについては、そのまま放置されているところが多く見受けられ、何らかの対応が必要と考えるがいかがか。
- (3) 樹木が生い茂っている山道については、台風や豪雨災害のあと枝木が倒れていることがよくある。これはその後の二次被害にもつながるので、日頃から樹木の伐採を定期的に行うべきと考えるが、どのような整備計画を立てているのか伺う。

## 2 水害対策について

- (1) 今回の被害を受け、県管理の二級河川及び用排水路や道路側溝について、台風や豪雨災害対策として、県にどのような働きかけをしているのか伺う。

(2) 市が管理している準用河川と普通河川及び用排水路や道路側溝について、今後の台風や豪雨災害対策として、どのような整備計画を考えているのか伺う。

### 3 土砂災害対策について

(1) 台風や豪雨災害時には、山の土砂が河川に流れ込むことで、河川に土砂が堆積し河道が圧迫され越水や洪水がおきる原因の一つとも言われている。その対策として砂防堰堤や治山堰堤などの砂防ダムが有効であるが、現状の堆積状況や今後の整備計画について伺う。

(2) 森林は、山間部に降った雨水を一時的に蓄え、水質を浄化する水源涵養機能を有し、徐々に河川へ送り出すことにより土砂災害や洪水を未然に防ぐ役割を有している。そのため、森林環境譲与税を活用して、森林を快適な状態に整備していくことが有効だと考えるがいかがか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3-1	名波 和昌
★件名		牧之原市の「あたらしいまちづくりと安全・安心」について

牧之原市第2次総合計画も残すところ四半期となった。また第3次総合計画も9月定例会において基本構想を議決し、実行に向けての準備段階に入ってくるものと推察する。

ご承知の通り、牧之原市においては今年の5月の竜巻被害に続き、本年9月にも竜巻・台風による大規模な災害が発生した。市当局は市民の安全・安心な生活に向けて様々な対策を進めているものと承知しているが、建物等への浸水、がけ崩れ、河川の法面の崩壊・氾濫等が発生したことは記憶に新しい。

また、「安全・安心」の角度を変えて捉えると、7月に川崎幼稚園において、起こってはならない事故が発生し尊い命が失われたことも、市民に大きな不安を感じさせることとなった。

今まさに未来の牧之原市の「あたらしいまちづくり」を考えたときに「安全と安心」を切り離すことはできないことは明白であり、市当局も十分に認識されているものと承知している。

また、先の市長行政報告において、学校再編計画に伴う「あたらしいまちづくり計画」として「立地適正化計画」の策定とあわせて「都市計画マスタープラン」を見直していくことが明言された。

そこで「牧之原市のあたらしいまちづくりと安全・安心」について次のとおり伺う。

1 当市における、「あたらしいまちづくり」のコンセプトと災害・減災対策全般、市民の安全確保との連携について基本的な方針を伺う。

### 2 災害・事故対策について

(1) 9月に発生した、竜巻・台風による災害について、発生場所は当局が危惧し

ていた個所であったのか、それ以外であったか。

- (2) 発生当日及びその後の市当局の対応の概要については報告を受けたが、その対応についての検証はされたのか、またされているのなら結果はどのような内容であり、今後の災害等の対策にどのように生かしていくのか。
- (3) 本年6月、8月に発生した、側溝用グレーチングによる事故に関して、検証と今後の整備・チェック計画はどのようになっているか。

### 3 あたらしいまちづくりについて

- (1) 11月全員協議会及び今定例会初日の行政報告において、新たに設置する「義務教育学校」は都市機能の集積・集約、誘導における重要な拠点であり、学校再編計画とあわせ、市全体の将来都市構造を考えていくため「立地適正化計画」の策定と「都市マスタープラン」の見直しを進めるとの報告があった。あたらしいまちづくりの中心は、いわゆる「市街地」と考えるが、市当局が考えている「市街地の定義とは」、またそこはどこを指すことになるのか。
- (2) 「都市全体の構造を見直しコンパクトなまちづくりとこれに連携した公共ネットワークを形成することが重要」とのことだが、具体的にはどのような構想であり、富士山型ネットワークとの整合性はどのようになっているか。
- (3) 「災害に強いまちづくり」も明言されているが、検討していくまちづくりの中心地域は大規模災害（地震・津波・台風、その他）対策を一から考えるのか、既存施設等を活用するのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4-1	種茂 和男
★件名		生涯学習としての「まきのはら塾」の今後の進め方について

市は、「まなべるまきのはら」と題し、学びあえる文化をつくるため、「まなびかがやく、ひとづくり、まちづくり」を目指した取組を進めている。

特に市の発展は、社会教育の推進、文化・スポーツの振興、学習意欲の向上からと言われるが、当市においても、趣味、音楽、スポーツ、工芸などの生きがいにつながる活動を学べる生涯学習事業として、「はりはら塾」と「遠州相良田沼塾」がある。

双方特徴があり、それぞれの利点がある中、2つの塾を1つの塾に融合し、令和5年度から「まきのはら塾」として新たにスタートするということが示されたが、市として今後どのような方向性を持ち、塾の運営者に依頼していくのか、以下のとおり伺う。

- 1 市として、「学ぶ喜び」「教える喜び」を目指す生涯学習の基本的計画や、「まきのはら塾」の体系及び今後の進め方についての概要を伺う。
- 2 文部科学省が進めようとしている部活動改革と「まきのはら塾」との関わりをどのように考え、準備を進めていくのかを伺う。

- 3 市も積極的にSDGsに取り組んでいる中、「まきのはら塾」を含めた生涯学習について、第3次牧之原市総合計画基本計画にどのように反映させていくのか伺う。  
(質問方式：一問一答)

★通告順位	5-1	石山 和生
★件名		牧之原市の教員と消防団の担い手不足の課題について

少子高齢化が進み、担い手不足が近い未来に問題となってくることは目に見えている。建設業、農業、漁業、経営者、教員、保育士、地域の担い手などなど様々な領域で起こる。今回はとりわけ、教員と地域の担い手の問題に質問を行っていく。

教員は労働環境が過酷であることで、なかなか選ばれない職業となっている。将来的にはデジタル技術を活用し、教員は全児童生徒に一気に教える授業よりも、一人一人の児童生徒の目標設定、勉強状況の把握、チャレンジ能力や社会性を教える立場に移行していきだろろうと私は考えている。

しかし、現在、そこまでの改革は難しいとは思いますが、学校再編などを機にデジタルの活用で、教員の負担を軽減できるようにするべきだと考えている。

地域の担い手として、防災の観点で重要となっているのが消防団の存在である。しかしながら、消防団の担い手不足により現消防団の方々に負担が大きいと私は考えている。

そこで、以下の点について伺う。

- 1 教員の担い手不足に関して
  - (1) 課題の認識を伺う。
  - (2) その課題に対しての現在の取組と、今後の取組を伺う。
- 2 消防団の担い手不足に関して
  - (1) 課題の認識を伺う。
  - (2) その課題に対しての現在の取組と、今後の取組を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5-2	石山 和生
★件名		観光戦略について

質問の背景として、牧之原市への交流人口を増やすことで関係人口、定住人口も増えていくと一般質問を通して話をしてきた。今まで一般質問をしてきたが、やはり観光戦略の方針が見えてこないと感じる。

第3次牧之原市総合計画基本構想で考えの根本となる「まちづくりの理念」にて、「豊かな自然を活かした心豊かでアクティブな暮らしが実現できるまち」と記載がある。

私も牧之原市における他市との差別化要素は、豊かな自然にあると考えている。その中でも茶園と海の活用が重要だと考えている。

そこで、以下の点について伺う。

- 1 地域ごとの観光戦略ではなく、まち全体の観光戦略を考えるべきであると思うが、できていないのが現状だと考える。

ノウハウ・人材の不足が主な原因だと考えるが、外部から民間大手コンサルを活用する選択肢は考えとしてあるか。

- 2 牧之原市の新たな観光コンテンツの作成を考えないか。

- (1) 牧之原市は「マリンスポーツのまち」としてのポテンシャルを秘めていると考えている。

サーフィンができる海、安心して入れる海水浴場が2つも存在し、サーフスタジアムも完成した。

しかし、サーフィンだけでなくマリンスポーツ全般を対象とすべきとも考える。

勉強していく中で、特にポテンシャルが高いと感じたのは、地頭方付近沿岸地域である。波が穏やかで、ジェットスキー、水上バイク、フライボード、プレジャーボートなどのマリンスポーツには最適であると考えている。

マリンスポーツのまちとして、マリンスポーツ全般の普及などを政策に盛り込むことは考えられないか。

- (2) 牧之原市の見渡す限りの茶畑の景色は、観光客が感動する景色であることは間違いない。現在はSNSの社会であり、映えるスポットなどはInstagramなどで各個人が拡散を行ってくれる。それらは、宣伝広告料を支払う必要がない。

茶畑に加え、海や富士山も見渡せる展望台のような映えスポットを作ることは考えないか。

- 3 これらの事業を行うには予算が必要だと考える。

第3次牧之原市総合計画基本構想の重点方針にも「牧之原らしい暮らしや遊びのローカルスタイルを創出する」と明記されている。

財政的に考えれば、「予算を他分野から持ってくる」、「補助金や助成金を活用する」などであるが、これらができないのであれば、「コンテンツ作成がより充実するまで、現在予算化されている他の観光費用を削減する」などが考えられるが、どのように行っていくか考えを伺う。

(質問方式：一問一答)

12月8日(木)

★通告順位	6-1	大石 和央
★件名		台風15号被害と地球温暖化対策について

まず、近年の自然災害を見ると、市内では3年前の台風被害、昨年5月の竜巻災害、そして本年9月の台風15号及び竜巻災害と災害頻度が増している。これら風水害の未然防止や減災に取り組むことが重要課題である。また台風15号災害で感じたことは、



被災後の復旧への的確な情報提供の迅速化と支援体制の整備について、今一度見直しする必要を感じたところである。

次に、度重なる気象災害は地球全体の問題であり、実効性ある地球温暖化防止対策は喫緊の課題である。11月20日に閉幕したエジプトでの国連気候変動枠組み条約第27回締約国会議（COP27）は、気候変動による「損失と被害」に特化した新たな基金を創設することに合意したと報じられたが、気候危機における国連が求める「今世紀末の世界の平均気温上昇を産業革命前の1.5度以内に抑える」という目標に向かっての具体的な前進が見られなかった。国内におけるカーボンニュートラルをどのように進めるのか、牧之原市の姿勢も問われるところである。

そこで以下のことについて質問する。

### 1 台風15号被害対応の検証について

- (1) 被災地域調査と被災住民への情報提供・災害復旧について、今回の台風15号での市の対応は適切であったのか。また行政各部署の連絡・連携状況など、どのような評価をしているか伺う。
- (2) 被災地・被災者への支援体制はどのようになっているのか。災害ボランティア等、社会福祉協議会との連携について伺う。
- (3) 自然災害からの住宅再建は、公的支援もあるが不十分である。政府は、「災害により住宅等に大きな被害を受けた被災者の生活再建を円滑に進めるためには、自然災害による損害を補償する保険・共済への加入を促進することが重要である。」とするが、自然災害からの住宅再建は、自己資金や保険による「自助」が基本というのが行政の姿勢である。この際、災害保険等の加入促進の補助制度を創設する必要はないか。特に低所得者への住宅再建支援が求められる。

### 2 水害対策について

行政報告にもあったが、勝間田川や萩間川の支川も含めて調査の上、抜本的な対策が必要である。特に勝間田川は39年前の豪雨による堤防決壊や3年前と本年における堤防越水による被害があり、地域住民からは今後を憂慮する声が強く、早急の対策が求められる。

- (1) 対策としては護岸堤防の補強とかさ上げなどが考えられるが、県の具体的な調査の時期や優先的に対策工事が行われるのか。見通しについてお聞きする。
- (2) その他考えられる浸水対策は何か。

### 3 環境基本計画（地球温暖化対策）の見直しについて

- (1) どのような見直しをするのか、ポイントについてお聞きする。
- (2) 温室効果ガス削減における市独自の施策は何か
- (3) 温室効果ガスの2030年度46%削減、50年度実質排出量ゼロ（ネットゼロ）の目標達成は可能か。気温上昇の1.5℃はキープされるのか。

（質問方式：一問一答）

★通告順位	7-1	木村 正利
★件名		教育と福祉の連携について

第3次牧之原市総合計画 前期基本計画案で示されている政策における健康福祉政策1 地域福祉の推進について、現状では、地域のつながりや連帯感が薄れ、見守り、手伝いなどの地域の相互扶助関係の希薄化が進んでいる状況である。また、個人や世界を取り巻く環境の変化により一人暮らし高齢者、虐待、引きこもり、生活困窮、権利業務など複合的な課題が増加するとともに、コロナ禍で人との接触機会が少なくなること、孤独、孤立が生み出されているという市が直面している課題がある。

その中でも、特に発達障害の二次障害としての不登校や非行、義務教育以降の引きこもりなど、子供や若者への包括的かつ継続的な支援体制が必要であると考えます。

厚生労働省のデータでは、平成20年における発達障害児は、45,240名となっているが、2019年（平成31年）のデータでは、134,185名のうち、通級に通う児童の54%が発達障害であった。

- ① ADHD（注意欠如・多動性障害）・・・10年で6倍
- ② 学習障害・・・10年で5倍
- ③ 自閉症（自閉スペクトラム症）・・・10年で3倍

以上のとおり、少子化が進む中でも、発達障害児の占める割合が年々増加している現状である。

発達障害には、①自閉症・スペクトラム障害（ASD）、②学習障害（LD）、③ADHD（注意欠如・多動性障害）があり、以前は、知的障害としてくくられていたことも、複雑化する発達障害においては、自閉症、多動性障害、学習障害等に分類されてきた。

障害のある子どもとその家族の地域生活の向上のための保護者支援について以下のとおり伺う。

- 1 令和2年厚生労働省からの教育と福祉に関する連携施策として  
市町村単位での家庭・教育・福祉の連携の為の「地域連携推進マネージャー」の配置について当市の対応は。
- 2 義務教育終了後の若者の就職先について  
利用者一人一人の自立に向けての障害者事業所への市としての関わり及び推進に向けての具体的施策は。

（質問方式：一問一答）